

公益社団法人 日本フェンシング協会
理事会運営規程

成立 平成27年1月9日

施行 平成27年1月9日

改正 平成30年6月24日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下、「当協会」という）の理事会に関する事項を定め、当協会の理事会は、法令、定款又は役員規程に定めるもののほか、本規程の定めるところにより運営される。

(構成等)

第2条 理事会は、理事全員をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は必要に応じ、定款第29条に定める顧問その他理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

2. 理事及び監事は、理事会に自己の代理人を出席させることはできない。ただし、理事は、事前に申し出た上で、会長に許可を得て、自己が提案した議案についての説明を補助する者（以下、「補助者」という）を指定し理事会に出席させることができる。

3. 補助者は、前項に従って説明を補助する議案以外の議事を傍聴してはならず、また、欠席した理事に代わって議決権を行使することもできない。

4. 事務局長は、原則として、理事会に出席して議案について補足説明を行う。

5. 議事録作成人に指名された理事は、議事録作成を補助する者として指名した事務局員を同席させることができる。

(理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

2. 定時理事会は、原則として3ヶ月に1回以上開催する。

3. 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、専務理事が招集する。

2. 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、

理事会の招集を請求することができる。

3. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し発しなければならない。

2. 前項の招集通知は会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。

3. 専務理事は、理事会開催の1週間前までに理事会の全議案を全ての理事に配布しなければならない。

4. 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

5. 本条の手続に関して要件を加重した理事会運営規程細則が存する場合には、それに従う。

(欠席)

第7条 理事及び監事は理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、専務理事その他の理事がこれに当たる。

2. 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項の場合においては、議長は、理事として表決に加わることはできない。

3. 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

4. 前項の特別の利害関係とは、以下の者をいう。

- ① 広告契約における広告主、その役員または従業員
- ② 選手選考における選手、選手の親族
- ③ 解任決議の対象となる理事
- ④ 当協会による損害賠償請求の相手方、その役員または従業員
- ⑤ その他、理事が理事会の決議において忠実義務を誠実に履行することが困難と認められるような個人的利害関係ないし当協会外の利害関係を有する場合

5. 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（決議事項）

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 社員総会に関する事項
- (5) 重要な財産の処分及び譲受
- (6) 多額の借入
- (7) 事業計画書、収支計算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (8) 事業報告及び計算書類等の承認
- (9) 諸規程の策定、ならびにその改廃に係る事項
- (10) その他法令等に定める事項

2. 会長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

（報告）

第11条 会長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2. この法人との間で取引を行なった理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

3. 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4. 前項の規定は、第1項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現存員数及び出席者数。
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 議事に異議ある理事が議事録に異議をとどめる旨述べたときはその異議
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) 特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (8) 議事録には、出席した代表理事、監事及び議事録作成人が記名押印をしなければならない。

2. 理事会において指名された議事録作成人は、議事録の作成及び修正について全責任を負うものとし、別に定める議事録作成要項に従って議事録を作成し配布しなければならない。

3. 本条第1項の議事録は、10年間この法人事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第13条 会長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。